

離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業補助対象地域（R5.4.1現在）

法律		① 半島振興法	② 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律	③ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	④ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律	⑤ 離島振興法	⑥ 奄美群島振興開発特別措置法	⑦ 山村振興法
鹿児島	鹿児島市	東桜島地区(野尻町, 持木町, 東桜島町, 古里町, 有村町, 黒神町, 高免町), 桜島町, 喜入町, 松元町, 郡山町	喜入町, 下伊集院村	桜島町	一部地域	新島		
	日置市	○	下伊集院村	東市来町, 日吉町, 吹上町	一部地域			
	いちき串木野市	○	串木野市, 市来町	○	一部地域			
	三島村		○	○	一部地域	○		
	十島村		○	○	一部地域	○		
南薩	枕崎市	○		○				
	指宿市	○		○				
	南さつま市	○	笠沙町, 阿多村	○	一部地域			
	南九州市	○	川辺町	○	一部地域			
北薩	阿久根市			○	一部地域			
	出水市		大川内村	野田町	一部地域	桂島		大川内村
	薩摩川内市		下東郷村, 東郷町, 黒木村, 里村, 上飯村, 下飯村	樋脇町, 入来町, 東郷町, 祁答院町, 里村, 上飯村, 下飯村, 鹿島村	一部地域	里村, 上飯村, 下飯村, 鹿島村		
	さつま町		求名村	○	一部地域			
	長島町			○	一部地域	獅子島		
始良・伊佐	霧島市		牧園町, 霧島町	横川町, 牧園町, 霧島町, 福山町	一部地域			霧島町
	伊佐市		山野町	○	一部地域			山野町
	始良市		山田村	蒲生町	一部地域			
	湧水町			○				
大隅	鹿屋市	○	新城村	輝北町, 吾平町	一部地域			高隈村
	垂水市	○	○	○	一部地域			
	曾於市	○		○	一部地域			
	志布志市	○		○	一部地域			
	大崎町	○		○	一部地域			
	東串良町	○		○				
	錦江町	○	大根占町, 田代町	○	一部地域			田代村
	南大隅町	○	根占町, 佐多町	○	一部地域			佐多町
肝付町	○	内之浦町, 高山町	○	一部地域			内之浦村	
熊毛	西之表市			○	一部地域	○		
	中種子町			○	一部地域	○		
	南種子町			○	一部地域	○		
	屋久島町		上屋久島, 屋久島	○	一部地域	○		
大島	奄美市		名瀬市, 住用村,	○	一部地域		○	
	大和村		○	○	一部地域		○	
	宇検村		○	○	一部地域		○	
	瀬戸内町		○	○	一部地域		○	
	龍郷町		○	○	一部地域		○	
	喜界町			○	一部地域		○	
	徳之島町			○	一部地域		○	
	天城町			○	一部地域		○	
	伊仙町			○	一部地域		○	
	和泊町			○	一部地域		○	
	知名町			○	一部地域		○	
	与論町			○	一部地域		○	

【離島・中山間地域】

本事業の対象となる離島・中山間地域は、鹿児島県内の市町村のうち、下記のいずれかに該当する地域

- ア 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定により指定された半島振興対策実施地域
- イ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- ウ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域
- エ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地
- オ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- カ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
- キ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村

※ ④の一部地域については、別添2「鹿児島県 辺地地域一覧」参照